

令和6年4月1日

各小・中学校保護者 様

銚子市長 越川 信一
(公印省略)

学校給食費の無償化について

学校給食の運営につきましては、日頃から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、学校給食費につきましては、子育て世帯の保護者の負担軽減のため、学校給食費を無償化いたします。

1 学校給食費の無償化

令和6年度は子ども未来基金や地方創生臨時交付金を活用して学校給食費を無償化とします。(要保護、準要保護、第3子以降の子を除く)

2 第3子以降の学校給食費の無償化

第3子以降の子が市立小中学校で給食の提供を受けている場合は申請により学校給食費が無償化となります。

① 無償化の対象となる保護者

- ・子を3人以上扶養している。
- ・扶養している上から3番目以降の子が市立小中学校で給食を食べている。
- ・国や市町村の負担において学校給食費の補助を受けていない。
- ・学校給食費を滞納していない。

② 無償化対象者の例

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	22歳被扶養者	16歳被扶養者	市立中学生	市立小学生	第3・4子
例2	22歳就労者	16歳被扶養者	市立中学生	市立小学生	第4子
例3	20歳被扶養者	18歳就労者	市立中学生	市立小学生	第4子
例4	20歳就労者	18歳就労者	市立中学生	市立小学生	該当者なし
例5	市立中学生	市立中学生	市立小学生		第3子
例6	公立高校生	市立中学生	市立小学生		第3子

③ 申請方法

- ・ 子を3人以上扶養していない場合には申請は必要ありません。
- ・ 対象者が複数いる場合には申請書は1通とし、一番小さい子の所属校に提出してください。
- ・ 要保護、準要保護を申請中の場合には本申請書を提出してください。
要保護、準要保護が却下された際には本申請書により無償化となります。
- ・ 対象者だけでなくその世帯に過年度分の学校給食費の未納があった場合には却下となります。
- ・ 「銚子市学校給食費補助金交付申請書」に、記入例を参考とし必要事項を記入してください。
- ・ 申請書に記載された子の内、市立小中学校に在籍している子を除いた全ての子の健康保険証の写しを申請書裏面に貼り付けてください。
- ・ お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のり付けして学校名、学年、クラス、児童生徒氏名を記入の上、各学校に4月19日までに提出してください。

④ 年度途中の申請について

当初の申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすこととなった場合、申請書を速やかに学校へ提出してください。申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください。（県外から転入してきた、扶養する子が増えたなど無償化の対象となる可能性があります。）

⑤ 年度途中で申請内容の変更が生じた場合

交付決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更が生じた場合など）は速やかに銚子市学校給食センターまで連絡してください。

連絡先 銚子市学校給食センター
電 話 0479-24-0365